



□法定合併協議会って何？

法定合併協議会とは、地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律に基づき設置される協議会で、設置には関係市町村議会の議決が必要となります。洪川地区市町村合併協議会では、洪川市が8月31日に、他の町村が9月1日に議決されました。

法定合併協議会では、任意合併協議会で協議された事項を引き継ぎ、合併の是非も含めて協議を続けます。ここで協議・調整された事項をもとに合併協定書が作成され、各市町村長の調印の後、各市町村議会の議決を経て、知事への申請、総務大臣の告示により、新市が誕生することになります。(任意合併協議会を設置しないで、最初から法定合併協議会を設置することもあります。)



□合併特例法が変わったっていうけれど？

合併特例法は正式には「市町村の合併の特例に関する法律」といいます。この法律は昭和40年に定められ、幾多の改正を重ねて今日まで続いています。また、この法律については、時限立法といい平成17年3月31日までの期限付きの法律となっています。

今までは、平成17年3月31日までに合併をしなければ地方交付税の特例や合併特例債等を受けられませんでした。今年の5月に改正された合併特例法では、平成17年3月31日までに県知事に合併の申請を行い、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの1年間に合併を行えば特例等が受けられることになりました。

市町村の合併担当窓口

協議会を構成する市町村の合併担当窓口は次のとおりです。会議資料や会議録を各市町村の担当課窓口で閲覧することができます。

洪川市 企画部企画課 ☎22-2111(代)	子持村 企画課 ☎22-7726(直通)/24-1211(代)
伊香保町 合併対策課 ☎72-3155(代)	赤城村 企画課 ☎56-9216(直通)/56-2211(代)
小野上村 企画観光課 ☎59-2111(代)	北橘村 企画財政課 ☎52-2102(直通)/52-2111(代)

編集後記

協議会だよりまだまだ続きます…と第9号で言うてから早三ヶ月、やっと協議会だよりを発行できました。申し訳ありませんでした。でもお待たせした分、法定合併協議会編となり心機一転、第1号から始まります。(紙面構成はあまり変わりませんが)

さて、今号では新市の顔である名称募集を行っています。新市への熱い思いを名前に込めて、皆さん応募してください。あなたが新市の名付け親になるかもしれません。

会議 予定	第2回協議会	平成16年10月31日(日)	午後2時 (伊香保町観光会館)
	第3回協議会	平成16年11月29日(月)	午後2時 (子持村公民館)

※傍聴定員30名 傍聴したい方は直接会場にお越し下さい。開始時刻15分前までに定員を超える希望者がいる場合は、くじにより傍聴者を決定します。